

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(厚生労働省)

事業名	国民健康保険の保険者等への支援 (被災者の特定健康診査等の自己負担免除等による損失補填)		担当部局庁	保険局	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	総務課医療費適正化対策推進室 高齢者医療課	室長 鈴木 建一 課長 横幕 章人		
会計区分	一般会計		施策名	IV-2-2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図る			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	高齢者の医療の確保に関する法律第20条、第102条及び第125条第1項		関係する計画、通知等	東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等の受診機会の確保について(平成23年4月13日事務連絡) 東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等の受診機会の確保のためのガイドライン等について(平成23年7月20日事務連絡) 全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画(高齢者の医療の確保に関する法律第8条及び第9条)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、中長期的な観点から医療費の適正化を総合的・計画的に推進するため、国及び都道府県は医療費適正化計画を定め、国民の健康増進に関する施策を推進することとされている。 このため、特定健康診査・特定保健指導の実施を通じた生活習慣病対策を推進していくこととしている。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災における被災者の方々に対する特定健康診査等の受診機会を確保するため、阪神淡路大震災の際と同様に被災者にかかる自己負担分を免除し、それに伴う財政支援を保険者に対して行う。 また、避難先の健診単価が高いことによる追加的な費用を助成する。 実施主体:保険者 補助率:10/10						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計		
	-	-	-	418	418		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	()年度			
	本事業の対象被災者数	千人	88		保険者に対する助成額	百万円	(418)
単位当たりコスト	(4,750円/人)		算出根拠		予算額 418百万円 対象被災者 88千人 予算額÷対象被災者=単位当たりコスト		
事業所管部局による点検							
項目				内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				当該事業は、被災者が安心して保健・医療等を受けられるために必要な措置であり、提言や基本方針に示されている諸原則や施策の考え方に合致している。 復興への提言 第2章(2)①被災者救援体制からの出発 復興の基本指針 5(2)①地域の支え合い(iii)			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				当該事業については、①被災地の保険者等からの要望があること、②被災者に対する健康診査の機会を確保することは重要であることから優先度が高い事業である。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				被災者の健診に係る自己負担額を免除すること等によって、健診の受診機会を確保することが期待できるとともに、被災した保険者に対する財政支援を図ることにより、事業の円滑な実施を促す。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				当該事業に係る費用については、被災者が実際に健康診査を受診したことに要する費用を助成することとしている。 また、事業の実施主体である個々の保険者が被保険者の避難先の個々の健診機関と契約を結ぶのではなく、代表保険者と健診機関の代表が契約を結ぶこととして、より効率的に事業を実施することができる仕組みとしている。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				健診事業の実施主体である保険者に対して、国は財政支援を行うとともに、具体的取扱に対する助言等の支援を行っており、役割分担は明確である。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				医療保険制度として保険診療に係る自己負担額の免除とともに健診に係る自己負担額の免除を行い、被災者の健康を確保するため医療提供と予防の両面の対応をすることとしている。また、事前に受診券を配布する等、事業にあたっては計画的に実施している。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				事業の実施にあたりガイドラインを作成しており、事業の実施主体である各医療保険者と連絡・連携を密にし、事業の迅速な着手・執行及び進行管理を適切に行う体制を確保することとしている。			

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 ××円/)」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。